

補助金調書

補助金名	軽費老人ホーム運営費補助金			担当課 (連絡先)	保健福祉局 高齢社会部 高齢者サービス支援課 (TEL 092-711-4319)
交付先	団体	社会福祉法人		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	概ね5月下旬～6月下旬		
(公募の場合) 応募要件	市内に軽費老人ホームを設置する社会福祉法人				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	昭和40	年度	経過年数	52	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	目的:原則60歳以上の高齢者が低額な料金で軽費老人ホームを利用できるよう、市内の軽費老人ホーム(A型含む)が厚生労働省通知(技術的助言)に基づき、入所者の収入に応じた入所者負担金のうち「サービスの提供に要する費用」を減免した場合に、その減免分について助成を行うもの。 対象事業:軽費老人ホーム(A型含む)の運営。				
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0	回
終期を延長する理由					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(平成20年5月30日老発第0530003号厚生労働省老健局長通知)に基づき、算出している。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	23 件	23 件	23 件	
	592,078 千円	(573,862) 千円	577,621 千円	571,987 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	市内軽費老人ホーム(A型含む)23カ所への補助金交付。				
補助金交付 による効果	身体的機能の低下や高齢のため、独立した生活を送るには不安がある低所得の高齢者が、低額な料金で軽費老人ホームに入所することができる。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。